

平成 29 年 5 月 15 日制定

改正

令和 4 年 4 月 4 日

令和 7 年 1 月 29 日

東京医科大学研究戦略推進会議規程

(目的)

第 1 条 この規程は、本学における研究に関する基本方針及び実施体制について、戦略的に諸施策を審議、決定する機関である研究戦略推進会議（以下「会議」という。）を設置し、本学の研究活動の推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究の推進についての全学的方針に関すること。
- (2) 学内研究費の運営に関すること。
- (3) 外部資金獲得に関すること。
- (4) 研究支援体制の整備に関すること。
- (5) 研究倫理、研究費の適正使用に関すること。
- (6) その他前各号以外で研究に関すること。

2 次に掲げる事項については、会議のもとに部会を設け、部会で審議のうえ、会議にて報告、必要により追加審議する。

- (1) 研究インテグリティ推進に関すること
- (2) 安全保障貿易輸出管理に関すること
- (3) 前項第 6 号に該当する事項で部会での審議が必要とされる事項に関すること

(構成)

第 3 条 会議は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 副学長補
- (4) 医学総合研究所長
- (5) 研究推進センター長
- (6) 事務局長
- (7) 総務部、人事部、財務部、企画部広報・社会連携推進室、研究支援部研究支援課及び教育部総合事務センターの所属長。ただし、前出の構成員が欠席する場合は、構成員が認める者が出席する。
- (8) 前条の審議事項に関し議長が必要と認める者

2 前条第 2 項の部会も第 1 項の構成者から適宜、議長が選任する。

(議長)

第 4 条 議長は、学長をもって充てる。第 2 条第 2 項の部会の議長は学長が選任するものとする。

2 議長は、原則として奇数月に会議を招集し、第 2 条第 2 項の部会については、適宜、必要に応じ開催する。

3 議長は、前項の定めに係わらず、相当の理由がある場合は、必要に応じ会議を招集することができる。

4 議長に事故あるとき又は議長が欠けるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

(議決)

第5条 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、研究支援部研究支援課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成29年5月15日から施行する。

附 則 (令和4年4月4日)

この規程は、令和4年4月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。(第3条第1項第5号、第4条第2項、第8条及び第9条の改正、並びに第3条第1項第4号及び同項第5号の新設、以下号の繰り下げ、第4条第3項の新設、以下項の繰り下げ)【令和4年4月11日東医大発第5号】

附 則 (令和7年1月29日)

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

(第2条第2項、第3条第2項の新設、第4条第1項及び第2項の改正)